

宝塚市立看護専門学校 合理的配慮の実施に関する要領

本校では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」及び、「宝塚市障害者差別解消に関する条例（平成28年条例第38号）」に基づき、障害の有無にかかわらず本校の学生の「学ぶ機会の保障」と「教育を受ける権利の行使」のため、合理的配慮の提供について次のように定めます。

1. 合理的配慮の対象

本校に在籍する学生及び本校に入学を希望する学生（以下「学生等」という。）

2. 合理的配慮の提供

本校は、障害のある学生等から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過度でない範囲において、当該学生等の権利利益を侵害することがないように、当該学生等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供に努めます。また、障害の状態等が変化することもあることから、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることに努めます。

ただし、次の事項は、上記に示した合理的配慮の趣旨に照らして、合理的配慮に含まれない可能性が高いものとします。

- ・ 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ・ 公平な成績評価の保障を損なう基準の引き下げや卒業要件の緩和
- ・ 本校の現状に照らして、体制面、財政面において均衡を失したものの、又は本校にとって過度の負担を課すもの
- ・ 本校の本来的業務に帰属又は付随しないもの

3. 相談・支援体制等

障害のある学生等への支援は、教職員が連携して行います。

<相談窓口> 受験・入学後の相談：事務職員及び学年担当

<相談後の手続きの流れ>

- 1) 相談の受付：学生等本人から要望があれば、申請方法や配慮内容について説明します。
- 2) 申請書の提出：合理的配慮申請書（様式1）に診断書や障害者手帳（写）等の根拠資料を添付して提出してもらいます。
- 3) 面談・協議・計画策定：合理的配慮の必要性及び具体的な内容の合理性について、面談を行います。また、教務会議で協議を行い、合理的な配慮の提供のための支援計画を策定します。
- 4) 説明・合意形成：策定した支援計画について、本人及び保護者等に十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図ります。なお、合意したときは、合意書（様式2）を作成します。
- 5) 合理的配慮の開始：合意した内容で、合理的配慮を実施します。なお、合理的配慮の内容は、必要に応じて見直します。

4. 施行日 本要領は、令和7年 月1日から施行します。

(様式1)

修学上の合理的配慮 申請書

宝塚市立看護専門学校
学校長 様

私は、下記のとおり、令和 年度(年度)の修学上の合理的配慮の提供を希望
します。

記

1. 障害名・診断名 _____

※ 診断書や障害者手帳の写し、又は、高等学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料(個別の教育支援計画など)を添付してください。

2. 障害の内容、配慮が必要な事項

[現状](該当する場合○を記入してください)

- ① 入学前(高校時代等)も、修学上の配慮を受けていた。()
- ② 障害や病状について相談できる主治医、相談機関等がある。()

[希望する配慮](希望する配慮に○を記入してください) ※ 別紙添付も可

- ① 移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮 ()
- ② 教材に関する配慮(点訳・電子データ化・拡大・字幕付け・事前配付等) ()
- ③ 情報伝達・コミュニケーションに関する配慮(手話通訳・要約筆記・文書伝達等) ()
- ④ 定期試験に関する配慮(時間延長、別室受験、解答方法等) ()
- ⑤ 履修登録、学習支援等 ()
- ⑥ 学内生活に関する配慮(トイレ、食事等) ()
- ⑦ その他

(_____)

学籍番号(又は受験番号)	
氏名	
保証人氏名	

合意書

_____ (以下「甲」という。)と宝塚市立看護専門学校(以下「乙」という。)は、「宝塚市立看護専門学校 道理的配慮の実施に関する要領」に基づき、以下の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

1. 支援内容

2. 支援に必要な情報について

(1) 乙は、支援にあたって知り得た個人情報(氏名、住所、障害の内容等)の保護に十分留意し、第三者に提供するなど支援業務の範囲を超えて使用しない。

(2) 甲は、乙が、支援に関わる情報を以下の範囲で共有することに同意する。

保護者 [父・母・その他()]

教員 (担任・指導教員・授業担当教員)

事務職員

学内の支援組織(障がい学生支援委委員会等)

周囲の学生

(3) 乙は、(2)に定める以外に、学内又は支援において連携する学校外の機関等と個人情報を共有する必要がある場合は、事前に甲の了解を得る。

3. その他の事項

(1) 甲は、休学、欠席、遅刻等、支援を受ける状況に変更が生じた場合、できる限り事前に、支援担当者等に連絡する。

(2) 甲は、様態の変化等により支援内容を変更する必要がある場合は、随時、申し出ることができる。

(3) 支援計画を変更する必要がある場合は、改めて合意を図る。

年 月 日

甲 (学籍番号) (氏名)

乙 宝塚市立看護専門学校 学校長